

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年3月8日（令和3年（行個）諮問第31号）

答申日：令和3年10月14日（令和3年度（行個）答申第86号）

事件名：本人が相談したハラスメント事案に係る特定日付け口頭録取書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部地方更生保護委員会委員長（以下「処分庁」という。）が行った令和3年1月21日付け中部委総第31号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、マスキング部分を開示せよ。

2 審査請求の理由

退職者の情報を開示しても現在の人事管理に影響ないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯及び審査請求人の主張

- (1) 審査請求人は、法12条1項の規定に基づき処分庁に対し、「開示請求人にかかわる文書全部」の開示を請求する旨の保有個人情報開示請求書（令和2年11月2日付け（同日受領））を提出した。
- (2) 審査請求人は、処分庁から、令和2年11月13日付け、同月27日付け及び同年12月16日付け書面により、それぞれ補正を求められ、また、複数回の電話のやり取りを経て、令和3年1月8日、請求する情報の内容を、「特定年度に開示請求人がパワハラ相談をしたことに関するもの」と補正した。
- (3) 処分庁は、補正後の保有個人情報開示請求について、その対象となる情報（本件対象保有個人情報）を、文書1及び文書2に記載された情報と特定し、令和3年1月21日付け中部委総第31号により、文書1及び文書2に関し、文書1中「5 相談者の様子」欄及び「6 相談内容」欄記載の一部の情報について、法14条7号二に該当するとして不

開示とし、その他の情報について開示する旨の原処分を行った。

- (4) 審査請求人は、令和3年2月1日、処分庁において本件対象保有個人情報の開示を受け、翌2日付けで、処分庁に審査請求書を提出したものである。
- (5) 審査請求人は、審査請求書において、「退職者の情報を開示しても現在の人事管理に影響ないため」として、不開示部分の開示を求めるものである。

2 原処分の相当性について

審査請求人は、文書1中「5 相談者の様子」欄及び「6 相談内容」欄記載の一部の不開示部分の開示を求めている。

文書1は、特定年度に、審査請求人からパワー・ハラスメントに関する苦情相談を受けた相談員が作成した口頭録取書であり、不開示部分には、いずれも、相談者である審査請求人の動静に関する相談員による評価等が記載されている。

仮に、当該不開示部分が開示されることになると、相談員が、相談者からの批判等を恐れ、相談員自身が観取した相談者の動静に関する評価等についてありのままを正直に記載することをちゅうちょし、相談者に不利になる記載を意図的に忌避するなどにより、正確な事実関係の把握が困難になるなどして、処分庁におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する事務を始めとした人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。このように、相談員が相談者からの批判等を恐れるのは、当該相談者が既に退職している場合でも同じであるから、相談者が既に退職している本件についても、上記のとおり相談員が委縮し、正確な事実関係の把握が困難になるなどして、処分庁における人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、原処分において不開示とした情報は、いずれも法14条7号二に該当するから、これらの情報を不開示とした原処分は相当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の一部を不開示とした原処分は相当であり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法45条2項の規定により、本件審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月16日 審議
- ④ 同年9月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 同年10月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書（文書1及び文書2）に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条7号二に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は相当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、文書1は、審査請求人からパワー・ハラスメントに関する苦情相談を受けた相談員が、当該相談について作成した口頭録取書であり、文書2は、同相談員が、当該相談に関して送付したメール2通であって、文書1の「5 相談者の様子」の記載内容部分の全て及び「6 相談内容」の記載内容部分の一部が不開示とされていると認められる。

(2) 上記(1)の各不開示部分について、諮問庁は、上記第3の2において、当該不開示部分が開示されることになると、相談員が、相談者からの批判等を恐れ、相談員自身が観取した相談者の動静に関する評価等についてありのままを正直に記載することをちゅうちょし、相談者に不利になる記載を意図的に忌避するなどにより、正確な事実関係の把握が困難になるなどして、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

(3) これを検討するに、当該不開示部分には、相談者である審査請求人の動静に関する相談員による評価等が記載されていることが認められるところ、当該不開示部分を開示すると、今後の苦情相談において、相談員が率直な記載をちゅうちょするなど、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2）において、退職者の情報を開示しても現在の人事管理に影響ない旨主張するが、上記に判断したとおり、当該不開示部分を開示すると、今後の苦情相談における人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該相談者が退職しているか否かに左右されるものではなく、審査請求人の主張は採用できない。

(4) したがって、当該不開示部分は法14条7号二に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号二に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号二に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙 本件文書

文書 1 特定年月日 A 付け口頭録取書

文書 2 特定年月日 B 付けメール 2 通